

**公益財団法人 日本台湾交流協会**  
**共同研究助成事業**  
**（人文・社会科学分野）**  
**2021年度実施要項**



公益財団法人

**日本台湾交流協会**

Japan-Taiwan Exchange Association

## 1. 「共同研究事業」とは

日本と台湾の双方の若手研究者（日台双方で各2名以上）が人文科学・社会科学分野において共同で研究活動・討議等を行うに当たり、（公財）日本台湾交流協会（以下、「当協会」とする）が当該研究に要する経費の全部または一部を助成するものです。

## 2. 趣旨

日本と台湾双方の若手研究者が共同して研究活動・討議等を行うことにより、日台学術交流のネットワークの形成及び協力関係を強化することを目的としています。

## 3. 対象

- （1）人文科学又は社会科学分野において新たに開始する共同研究で、新しい知識または概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値があること。
- （2）日台双方の研究者の間で十分な事前協議が行われ、共同研究の目的と内容が明確であること。
- （3）2021年4月1日から2022年3月31日まで（3月31日以前に研究が終了した場合には、その終了日まで）に実施、終了する研究であること。

## 4. 申請資格

- （1）日本及び台湾双方の研究者・専門家であり、大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者もしくは相応の学術業績を有する者で、日台双方各2名以上から構成されるグループであること。
- （2）若手研究者（原則40歳未満）が参加していること。必要に応じて、大学院博士課程修了者及び大学院博士課程（後期）在学者等を加えることができます。
- （3）経理責任者は日本在住者であること。助成金は全て日本円で支払われます。

## 5. 経費協力対象項目について

1件あたりの助成額は最大100万円ですが、申請した金額が必ずしも全て助成対象として認められるわけではありません。

助成対象となるのは、当該事業実施のために必要な以下の経費です。

経費項目		対象項目等
1	研究者の海外出張に伴う日台間往復国際航空運賃	日本（又は台湾）から共同研究実施のために訪台（又は訪日）する者の日本・台湾間の往復国際航空賃（エコノミー・ペックス運賃）（※1）
2	出張に伴う滞在費および国内交通費	日本（又は台湾）から共同研究実施のために訪台（又は訪日）する者の滞在費（※2）、およびそれに伴う国内交通費、国内滞在費（※3）
3	通訳料	※4
4	会場借料及び会議資料作成費	会議室および会議に係る器具備品の借料、会議で使用する資料のコピー代、広報用ポスター代等。資料収集のための複写代もこれに含む
5	報告書作成費	成果刊行物等の印刷・製本に要する経費（論文・資料の翻訳料含む）（※5）
6	補助員雇用費	資料の作成、整理、研究の補助等、短期的な補助作業を行う者に対する謝金（※6）
7	通信費	切手購入費（郵送料を含む）、国際電話・FAX料金、諸経費の振込手数料
8	図書・消耗品費	※7
9	研究機関の本経費の管理費（間接経費）	※8

- ※1 日本の研究者の海外出張先は台湾、台湾の研究者の海外出張先は日本とします。（第三国への出張は助成対象外）
- 台湾で購入した航空券の場合、出発日前日のレートで日本円に換算した金額を助成しますので、適用したレートと適用日が記載されたもの（銀行、Yahoo!等のウェブサイトのレートが記載されたページをプリントアウトしたもので可）を添付してください。日本円に換算後、小数点以下は四捨五入せずに切り捨ててください。
- なお、出発日前日が休日にあたる場合、その前日のレートを適用します。

※2 当協会規定に基づき、

- (1) 日本の研究者が台湾に出張する場合、1日の滞在費（宿泊・日当）は下記のとおりです。

宿泊先	日当（1日につき）	宿泊（1夜につき）
台湾各地	3,200円	9,700円

台湾の研究者が共同研究事業の実施に伴い、台湾内部で出張する場合もこれを適用します。

- (2) 台湾の研究者が日本に出張する場合、1日の滞在費は以下の通りです。日本の研究者が共同研究実施に伴い、日本国内で出張する場合もこれを適用します。

宿泊先	日当（1日につき）	宿泊（1夜につき）
甲地方	2,200円	10,900円
乙地方	2,200円	9,800円

甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、神戸市、横浜市、京都市、福岡市、さいたま市、千葉市、川崎市、堺市、広島市を指し、乙地方とは、その他の地域のことです。

◎滞在費の算出：日当×滞在日数+宿泊費×宿泊日数

台北出張3泊4日の場合：

$$3,200円 \times 4 + 9,700円 \times 3 = 41,900円$$

- ◎出張期間は原則として1か月以内とします。旅行傷害保険は助成の対象となりません。

※3 国内交通費および国内滞在費

- \*国内交通費とは、自宅または宿泊先から最寄りの空港までの交通費、または国内出張の場合の自宅から出張先までの往復交通費を指します（領収書が必要）。
- \*国内滞在費とは、日本の研究者が日本内部で出張する際の滞在費または台湾の研究者が台湾内部で出張する際の滞在費を指します。滞在費の基準は、※2のとおりです。

- ※4 通訳料は、原則として日台の申請責任者又は経理担当者の所属機関が定める規程に基づいて支給してください。所属機関に関連の規程がない場合、社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額より安く抑えられるようご協力ください。また、通訳

者の交通費は助成対象外となりますので、支給の必要がある場合は当協会の助成金以外の経費から支給してください。

- ・ 8時間（8～18時）：60,000円
- ・ 1時間単価：7,500円
- ・ 超過勤務：1時間あたり8,600円追加

※5 翻訳料は、原則として日台の申請責任者又は経理担当者の所属機関が定める規程に基づいて支給してください。所属機関に関連の規程がない場合、社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額より安く抑えられるよう御協力ください。

- ・ 中文日訳 4,000円／400字
- ・ 日文中訳 5,000円／400字

※6 補助員（アルバイト）雇用費は、原則として日台の申請責任者又は経理担当者の所属機関が定める規程に基づいて支給してください。所属機関に関連の規程がない場合、社会通念上、妥当と思われる金額を設定してください。但しその場合は、下記の金額を基準として御協力ください（交通費別）。

学部生

- ・ 日給：7,744円
- ・ 時給：1,032円

大学院生

- ・ 日給：9,497円
- ・ 時給：1,266円

※4～6は、日台の申請責任者の所属機関が定める規程に基づいて発行した領収書か、もしくは市販の領収書に受領者が署名・捺印したものを証拠書類として提出してください。

※7 単価3万円相当（税込）未満の物品に限ります。また、使用及び管理にあたっては、研究機関における基準やルールに則って下さい。なお、会計報告を提出する際、購入した内容が図書・消耗品であることが分かる領収書の写し等を証拠書類として提出して下さい。

※8 採用後に提出する「研究経費請求書」の中に本経費の金額が書き入れられている場合は、それを以て研究機関が本経費を受領したと見なし、別途の証拠書類の提出は求めません。また希望があれば当協会から免除申請の文書を出すことも可能です。

★台湾元での支出に関して

出発日前日のレートで日本円に換算した金額を助成しますので、適用したレートと適用日が記載されたもの（銀行、YAHOO!等のウェブサイトのレートが記載されたページをプリントアウトしたもので可）を添付してください。日本円に換算後、小数点以下は四捨五入せずに切り捨ててください。  
なお、出発日前日が休日の場合は、その前日のレートを適用します。

★次のものは助成対象外となります。

車両借り上げ料、会議開催に伴う飲料・菓子・弁当代、懇親会費、出張を伴わない飲食費（※出張中の飲食費は日当に含みます。）、協力者への謝礼

★助成金の管理を大学等の会計担当部署に委託する場合は、上記の当協会規定を適用する必要はありません。大学の規程を適用してください。

★助成金の管理を大学の会計担当部署に委託できない場合、経理担当者は必要な源泉徴収を自身の責任において行ってください。出張旅費（日当・宿泊費）やアルバイト謝金等は源泉徴収の対象となります。源泉徴収の手続き等、詳細につきましては税務署へご相談ください。

★この助成金は国の補助金を財源としているため、会計検査院の検査対象となります。また、受検を拒むことはできません。

## 6. 経費協力の条件

(1) 申請者は全研究期間終了後、所定の「事業実施報告書」に研究内容をまとめて当協会に提出してください。提出は、2022年3月31日まで をお願いします。なお、当協会が経費協力をする項目については、証拠書類（原本証明を付したコピーでも可）や使用済み往復搭乗券の半券（航空会社が発行する搭乗証明書でも可）を必ず添付してください。

なお、助成対象となる経費は、2022年3月31日までに支出済み（領収書発行済み）のものとなりますのでご注意ください。

(2) 申請者は共同研究の成果物を公開してください。学会誌等に発表する場合は、公益財団法人日本台湾交流協会（英語名称：Japan-Taiwan Exchange Association）の協力によるものであることを明記し、その抜刷等2部を当協会に提出してください。東京本部（東京都港区）と当協会台北事務所図書室（台北市）に配架します。

また、提出された成果物について、当協会が必要と判断した場合には、当協会の出版物及びホームページに掲載されることがあります。

発表に当たって当協会のロゴを使用する必要がある場合は、当協会の事業担当者にご相談ください。

(3) 共同研究実施に当たっては、申請者が一切の責任を負ってください。

(4) 政治活動その他開催目的の趣旨に反する活動・行事は、一切行わないでください。

## 7. 経費協力の方法

事業実施前に当協会が認めた助成額の6割程度を概算払いし、報告書提出後、当方で精査のうえ、妥当と判断された場合、残る4割を精算払い致します。

大学等の会計担当部署が助成金を管理する場合は、当該機関に対し助成額の総額を概算払い致します。全研究期間終了後に報告書と併せて当該機関による会計資料の複写を提出して下さい。その際、内容について当方より確認することがあります。

なお、すでに概算払いした助成金のうち、残金が生じたり、助成金対象外の支出があった場合は、返金していただきます。その場合は、当方指定の口座に速やかに入金願います。なお、その際は振込手数料を負担していただきます。

## 8. 事業実施計画の変更・中止に関する手続き

事業実施計画の変更をするときは、当協会への事前通知が必要な場合と不必要な場合があります。以下に掲げる状況に応じて、必要な手続きを取ってください。

### (1) 当協会による事前の承認が必要なもの

「共同研究事業実施計画変更申請書」（様式1-1）を提出し、その承認を受けて下さい。

- ①申請責任者、経理責任者の変更
- ②各費目の増減が助成経費の50%に相当する額を超える変更
- ③事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の変更
- ④事業の追加又は中止

### (2) 当協会に対して事前の通知が必要なもの

「共同研究事業実施計画変更通知書」（様式1-2）を提出して下さい。

- ①申請責任者、経理責任者の所属機関の変更
- ②事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の所属機関の変更

③費目の増減が助成経費の30%以上、50%未満に相当する額を超える変更

(3) 当協会に対して事前の通知が不要なもの

- ①事業実施計画に掲載されている「その他の協力者」の所属変更
- ②費目の増減が助成経費の30%未満の変更
- ③レート変動による事業実施計画書記載の経費額の微変動

また、研究目的の遂行を効果的に行うためやむを得ないと判断した場合は、研究内容を変更することができます。その判断は各研究者に委ねますが、変更の程度が大きい場合は、当協会担当者にご相談ください。

## 9. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症等による入境制限への対応

※入境審査に必要な検査費用、入境後の隔離費用等は本研究経費の支出対象となりません。

※入境審査に必要な書類は各自で準備してください。

(2) 事故、病気、災害等

共同研究事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故や災害については当協会では責任を負いません。

(3) ご提供頂いた個人情報、利用目的に必要な範囲を超えて利用することはいたしません。

## 10. お問い合わせ先

〒106-0032

東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7階

(公財) 日本台湾交流協会 東京本部

電話：(03) 5573-2600 (内線37)

FAX：(03) 5573-2601

E-mail：hideto.nomura-kl#koryu.or.jp (#を@に変更してください)

担当者：総務部 野村





「共同研究事業実施計画変更申請書」（様式 1-1）

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

2021年度実施計画変更申請書

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

実施計画を下記のとおり変更しますので、承認につきお願いします。

記

■変更の事由（該当するものをチェックしてください）

- 申請責任者、経理責任者の変更
- 各費目の増減が助成経費の50%に相当する額を超える変更
- 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の変更
- 事業の追加又は中止

■変更の具体的内容

**「共同研究事業実施計画変更通知書」 （様式 1-2）**

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

**2021年度実施計画変更通知書**

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

実施計画を下記のとおり変更しますので通知します。

記

■変更の事由（該当するものをチェックしてください）

- 申請責任者、経理責任者の所属機関の変更
- 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の所属機関の変更
- 費目の増減が助成経費の30%以上、50%未満に相当する額を超える変更

■変更の具体的内容